

新しい行政改革大綱の策定について

【背景】

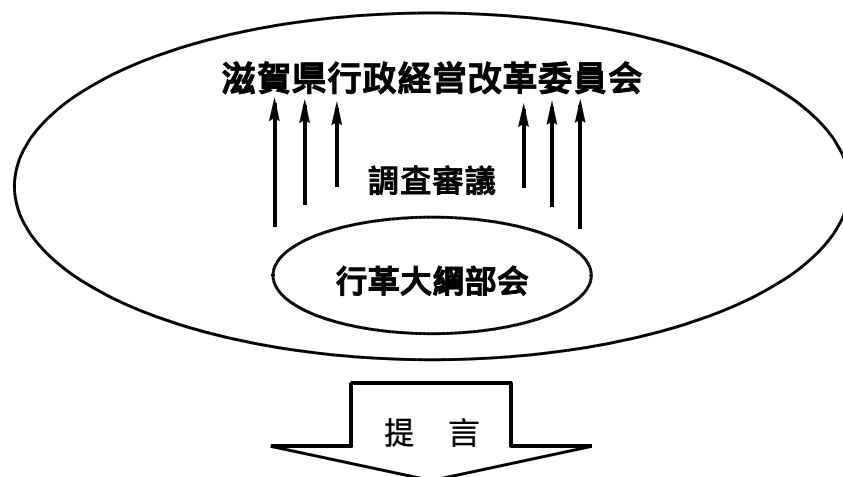
三位一体の改革や市町村合併の進展など本県を取り巻く新たな状況に対応するため、取組期間の終期が近づく「行政システム改革新方針」を改訂し、新しい行政改革大綱を策定する必要がある。

平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」により、地方公共団体における行政改革大綱の見直しおよび“集中改革プラン”(取組期間H17～H21)の本年度中の策定・公表が求められている。



滋賀県庁の行政経営改革についての基本方針を示すために

新 し い 行 政 改 革 大 綱 を 策 定



県 において

行政改革大綱は行政経営改革委員会による提言を踏まえて原案を作成
地方分権推進対策特別委員会での審議を経て、行政改革大綱を策定
行政改革大綱で示された基本方針に基づき、庁内で実施計画を策定

提言のスタンス(案)

「地域の自立と協働の自治」への転換をめざして、今後の環境変化にも柔軟に対応しうる、滋賀県庁における“あるべき行政経営の姿”を示す。

委員会で検討された“あるべき行政経営の姿”を実現するために、平成21年度までを目標期間として取り組むべき改革の道筋を体系的に示す。

特に重要な事項については、具体的な取り組み内容を盛り込む。



提言に当たっての視点

改革の4つの視点(財政危機回避のための改革基本方針)

- 1 県行政のより一層のスリム化と効率化
- 2 市町との新たな役割分担と協力関係の構築
- 3 地域の多様な主体との協働
- 4 選択と集中の徹底

+

現 滋賀県行政システム改革新方針

- 一 分権
県型社会における
役割を見直す
- 二 県民等との協働を
推進する
- 三 行政運営に経営的
視点を取り入れる
- 四 行政運営を支える
基盤を強化する
- 五 職員の意識改革を
徹底する

行政経営改革を推進する

新たな方針